

第 6 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

提案事項（その 2）

提案第 9 号

社会福祉事業の取扱いについて

社会福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

社会福祉事業の取扱い	
総括調整方針	社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
社会福祉大会	さいたま市の制度に統一する。
災害見舞金支給事業	さいたま市の制度に統一する。
苦情処理窓口及び福祉オンブズ パーソン	さいたま市の制度を適用する。
高等学校入学支度金支給事業	さいたま市の制度を適用する。
住宅費（契約更新料）差額金 助成事業	さいたま市の制度を適用する。
民生委員児童委員	さいたま市の制度に統一する。
低所得世帯入院料（室料）差額 補助事業	廃止する。
出産費差額助成事業	さいたま市の制度を適用する。

現況

さいたま市	岩槻市																													
1 社会福祉大会 さいたま市の福祉関係者が一堂に会し、社会福祉事業の功績者を表彰するとともに、地域福祉の推進のため総力をあげて取り組む決意をする。 (1)開催時期：11月上旬（平成15年度：平成15年10月31日） (2)会場：さいたま市民会館おおみや（平成15年度） (3)主催者：市・市社会福祉協議会との共催 (4)参加者：被表彰者、地区社協会長、民生委員等（平成15年度参加 約850人） 2 災害見舞金支給事業 火災、風水害等の自然災害等により、被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給する。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">支給額</th></tr><tr><th>1世帯当たり</th><th>1人当たり</th></tr><tr><td>全焼、全壊、流失</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>半焼、半壊、床上浸水</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>死亡者</td><td>—</td><td>100,000 円</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>—</td><td>50,000 円</td></tr></table> 3 苦情処理窓口・福祉オンブズパーソン (1) 苦情処理窓口 保健福祉サービスに関する苦情について、迅速・公平な処理を行うため設置 (2) 福祉オンブズパーソン 第三者による苦情処理機関 福祉サービスの利用者が、行政やサービス提供者に対して苦情や不満が生じた時、福祉オンブズパーソンに申立てをして救済を受けることができる制度	区 分	支給額		1世帯当たり	1人当たり	全焼、全壊、流失	30,000 円	20,000 円	半焼、半壊、床上浸水	20,000 円	10,000 円	死亡者	—	100,000 円	重傷者	—	50,000 円	1 社会福祉大会 地域福祉に長年貢献された方や団体の表彰及びアトラクションを行う。 (1)開催時期：5年に1度開催 (2)会場：岩槻市立中央公民館（平成11年度） (3)主催者：市社会福祉協議会 (4)対象：福祉団体関係者等 7団体 72人 浄財寄贈者 2団体 1人 2 災害見舞金支給事業 市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金を支給する。 <table><tr><th>区 分</th><th>支給額</th></tr><tr><td>全焼、全壊、流失</td><td>80,000 円／世帯</td></tr><tr><td>半焼、半壊</td><td>40,000 円／世帯</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>20,000 円／世帯</td></tr><tr><td>死亡者</td><td>80,000 円／人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>30,000 円／人</td></tr></table> 3 苦情処理窓口・福祉オンブズパーソン 実施していない。	区 分	支給額	全焼、全壊、流失	80,000 円／世帯	半焼、半壊	40,000 円／世帯	床上浸水	20,000 円／世帯	死亡者	80,000 円／人	重傷者	30,000 円／人
区 分		支給額																												
	1世帯当たり	1人当たり																												
全焼、全壊、流失	30,000 円	20,000 円																												
半焼、半壊、床上浸水	20,000 円	10,000 円																												
死亡者	—	100,000 円																												
重傷者	—	50,000 円																												
区 分	支給額																													
全焼、全壊、流失	80,000 円／世帯																													
半焼、半壊	40,000 円／世帯																													
床上浸水	20,000 円／世帯																													
死亡者	80,000 円／人																													
重傷者	30,000 円／人																													

現 況																									
さいたま市	岩槻市																								
4 高等学校入学支度金支給事業 生活保護を受けている世帯の生徒が、高等学校等に入学するに際し、支度金を支給することにより、生徒の健全な育成及びその世帯の自立更正の推進を図る。 支給金額：1人当たり 12,000 円 5 住宅費（契約更新料）差額金助成事業 生活保護を受けている者が住宅扶助を受けたとき、法による住宅費(契約更新料)の額と実際に契約更新に要した額との差額金で助成を必要と認めた範囲内の額を1か月分の住宅扶助費を限度額として支給する。 6 民生委員児童委員 (1)法定単位民生委員児童委員協議会数 40 地区 (2)民生委員児童委員定数 1,061 人 委嘱者 1,056 人(平成 15 年 4 月 1 日現在) (3)補助金 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>補助額 (1人当たり)</th></tr> <tr> <td>委員活動費</td><td>8,500 円/月</td></tr> <tr> <td>会長活動費</td><td>3,000 円/月</td></tr> <tr> <td>地区研修費</td><td>10,000 円/年</td></tr> <tr> <td>運営事務費</td><td>900 円/月</td></tr> <tr> <td>全国互助事業分</td><td>800 円/年</td></tr> </table> 7 低所得世帯入院料（室料）差額補助事業 実施していない。 8 出産費差額助成事業 生活保護の適用を受けている者が出産扶助を受けたとき、法による出産費の額と病院等の慣行料金との差額を助成する。 助成限度額：法に定める基準額と実際に支払う額との差額分（被保護者の身体状況等により必要と認められる額）	区 分	補助額 (1人当たり)	委員活動費	8,500 円/月	会長活動費	3,000 円/月	地区研修費	10,000 円/年	運営事務費	900 円/月	全国互助事業分	800 円/年	4 高等学校入学支度金支給事業 実施していない。 5 住宅費（契約更新料）差額金助成事業 実施していない。 6 民生委員児童委員 (1)法定単位民生委員児童委員協議会数 7 地区 (2)民生委員児童委員定数 154 人 委嘱者 153 人（平成 15 年 4 月 1 日現在） (3)補助金 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>補助額 (1人当たり)</th></tr> <tr> <td>委員活動費</td><td>60,300 円/年</td></tr> <tr> <td>会長活動費</td><td>30,000 円/年</td></tr> <tr> <td>地区研修費 (地区活動費)</td><td>10,000 円/年</td></tr> <tr> <td>運営事務費</td><td>2,500 円/年</td></tr> <tr> <td>全国民生委員 互助事業会費</td><td>1,100 円/年</td></tr> </table> 7 低所得世帯入院料（室料）差額補助事業 生活保護世帯に対して、入院時の差額室料を補助する。 補助額：1日につき 1,000 円 8 出産費差額助成事業 実施していない。	区 分	補助額 (1人当たり)	委員活動費	60,300 円/年	会長活動費	30,000 円/年	地区研修費 (地区活動費)	10,000 円/年	運営事務費	2,500 円/年	全国民生委員 互助事業会費	1,100 円/年
区 分	補助額 (1人当たり)																								
委員活動費	8,500 円/月																								
会長活動費	3,000 円/月																								
地区研修費	10,000 円/年																								
運営事務費	900 円/月																								
全国互助事業分	800 円/年																								
区 分	補助額 (1人当たり)																								
委員活動費	60,300 円/年																								
会長活動費	30,000 円/年																								
地区研修費 (地区活動費)	10,000 円/年																								
運営事務費	2,500 円/年																								
全国民生委員 互助事業会費	1,100 円/年																								

提案第 10 号

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

障害者福祉事業の取扱い	
総括調整方針	障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
ホームヘルパー派遣事業 (支援費制度)	現行のとおりとする。
身体障害者手帳等申請用診断料 給付事業	さいたま市の制度に統一する。
レスパイトサービス事業	さいたま市の制度を適用する。
障害児(者)生活サポート制度	さいたま市の制度に統一する。
心身障害者福祉手当	さいたま市の制度に統一する。
特別障害者手当	現行のとおりとする。
心身障害者相談員制度	さいたま市の制度を適用する。
紙おむつ給付事業	廃止する。
重度身体障害者社会生活訓練事業	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 ホームヘルパー派遣事業（支援費制度） (1) 対象者 身体障害者、知的障害者、身体・知的障害児 (2) サービスの内容 ・ 滞在型（身体、家事他） ・ 巡回型（身体介護等）24 時間対応、1 回 20 分程度 (3) 事業形態 民間、社会福祉法人 2 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業 (1) 対象者 身体に障害のある者又はその保護者で、身体障害者手帳の交付申請を行うもの (2) 助成額 限度額 4,000 円 3 レスパイトサービス事業 (1) 目的 介護者を一時的に介護から解放することにより心身回復を図る。 (2) 対象者 在宅の知的障害児（者） (3) 事業内容 委託契約を締結した社会福祉施設等で短期入所を実施（2 日以内の利用） (4) 実施施設 さくらハウス 4 障害児（者）生活サポート制度 (1) 対象者 市内に住所を有する心身障害児（者） (2) 制度の内容 障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを市に登録した団体により提供。サービスを提供した団体に対し、補助金を交付する。	1 ホームヘルパー派遣事業（支援費制度） (1) 対象者 身体障害者、知的障害者、身体・知的障害児 (2) サービスの内容 ・ 滞在型（身体、家事他） ・ 巡回型（身体介護等）24 時間対応、1 回 20 分程度 (3) 事業形態 民間、社会福祉法人 2 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業 (1) 対象者 身体に障害のある者又はその保護者で、身体障害者手帳の交付申請を行うもの (2) 助成額 限度額 5,000 円 3 レスパイトサービス事業 実施していない。 4 障害児（者）生活サポート制度 (1) 対象者 身障手帳、療育手帳所持者等 (2) 制度の内容 障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを市に登録した団体が提供した場合、その費用を補助する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
(3) 補助額（利用者 1 人当たり） ヘルパー負担最高額(950 円)× 2/時間、 年間 150 時間限度 5 心身障害者福祉手当 (1) 対象者 ・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の方 ・療育手帳㊤、A、B、C の方 (2) 支給額（月額） ・5,000 円（身体障害者手帳 1 級又は 2 級。療育手帳㊤、A 又は B） ・2,500 円（身体障害者手帳 3 級、療育手帳 C） (3)支給月 3 月・9 月 6 特別障害者手当 (1) 対象者 ・身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳㊤程度の障害が重複している方 ・一つの障害であっても前記の同程度の状態にある方 (2) 支給額（月額） 26,620 円 (3)支給月 2 月・5 月・8 月・11 月 7 心身障害者相談員 (1) 内容 心身障害者等の家庭、生活等の問題及び更正援護相談に応じ、必要な助言及び指導を行う。 (2)相談員の配置状況 各区支援課に専任の相談員 1 名を配置	(3) 補助額（利用者 1 人当たり） ヘルパー負担最高額(950 円)× 2/時間、 年間 150 時間限度 5 心身障害者福祉手当 (1) 対象者 ・身体障害者手帳 1 級、2 級の方 ・療育手帳㊤、A、B の方 (2) 支給額（月額） 6,500 円 (3)支給月 3 月・9 月 6 特別障害者手当 (1) 対象者 ・身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳㊤程度の障害が重複している方 ・一つの障害であっても前記の同程度の状態にある方 (2)支給額（月額） 26,620 円 (3)支給月 2 月・5 月・8 月・11 月 7 心身障害者相談員 実施していない。

現 況	
さいたま市	岩槻市
8 紙おむつ給付事業 実施していない。 9 重度身体障害者社会生活訓練事業 (1)内容 外出機会の少ない重度の身体障害者に対して公園等での社会的活動を提供する。 (2)対象者 外出機会が少ない在宅の身体障害者 ・身体障害者手帳 1～2 級 (原則として肢体不自由、視覚障害者)	8 紙おむつ給付事業 (1)内容 在宅で紙おむつを使用している重度心身障害児(者)に紙おむつを支給。 (1) 対象者 ・身体障害者手帳 1～2 級 ・療育手帳 ④、A、B 9 重度身体障害者社会生活訓練事業 実施していない。

提案第 1 1 号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

高齢者福祉事業の取扱い	
総括調整方針	高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
敬老祝金支給	さいたま市の制度に統一する。
敬老会	さいたま市の制度に統一する。
宅配食事サービス	さいたま市の制度に統一する。
重度要介護高齢者手当	さいたま市の制度に統一する。
敬老マッサージ施術料補助	さいたま市の制度を適用する。
重度要介護高齢者訪問理容サービス	さいたま市の制度を適用する。
高齢者相談員設置事業	さいたま市の制度を適用する。
老人スポーツ大会	廃止する。

資 料

現 況																					
さいたま市	岩槻市																				
1 敬老祝金支給 (1) 対象者：満 75 歳以上かつ 5 の倍数の年齢の者及び 100 歳以上の者 年齢基準日：9 月 15 日 居住期間：6 か月以上 (2) 支給額 <table> <tr> <td>75 歳</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>80 歳</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>85 歳</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>90 歳</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>95 歳</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>100 歳以上毎年</td><td>20,000 円</td></tr> </table> 2 敬老会 (1) 対象者：75 歳以上 (2) 内容：各地区において開催 (3) 委託先：市社会福祉協議会 3 宅配食事サービス (1) 対象者：食事の調理が困難な一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯並びにこれに準じる重度心身障害者世帯 (2) 内容：週 4 日（月、火、木、金）の夕食 (3) 利用者負担：1 食 400 円 (4) 委託先：市社会福祉協議会 4 重度要介護高齢者手当 (1) 対象者 ア 65 歳以上 イ 要介護度 3・4・5 のいずれかであること。 ウ 住民税非課税であること。 エ 介護保険料を滞納していないこと。 オ 介護保険施設に入所していないこと。 (2) 支給額：月額 10,000 円	75 歳	10,000 円	80 歳	20,000 円	85 歳	20,000 円	90 歳	20,000 円	95 歳	20,000 円	100 歳以上毎年	20,000 円	1 敬老祝金支給 (1) 対象者：満 77 歳、88 歳、99 歳の者及び 100 歳以上の者 年齢基準日：9 月 1 日 (2) 支給額 <table> <tr> <td>77 歳</td><td>20,000 円</td></tr> <tr> <td>88 歳</td><td>30,000 円</td></tr> <tr> <td>99 歳</td><td>50,000 円</td></tr> <tr> <td>100 歳以上毎年</td><td>70,000 円</td></tr> </table> 2 老人福祉大会 (1) 対象者：70 歳以上 (2) 内容：金婚者の式典や芸能ショー等で長寿を祝う。毎年 10 月上旬に槻の森スポーツセンターにおいて開催 (3) 実施主体：市と老人クラブ連合会との共催 3 高齢者配食サービス (1) 対象者：一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯並びに身体障害者であって食事の調理が困難な世帯 (2) 内容：週 3 回までの夕食 (3) 利用者負担：1 食 400 円 (4) 委託先：市社会福祉協議会、民間業者 4 在宅介護手当 (1) 対象者：要介護度 4・5 のいずれかに認定されている者 年齢制限なし (2) 支給額：月額 10,000 円	77 歳	20,000 円	88 歳	30,000 円	99 歳	50,000 円	100 歳以上毎年	70,000 円
75 歳	10,000 円																				
80 歳	20,000 円																				
85 歳	20,000 円																				
90 歳	20,000 円																				
95 歳	20,000 円																				
100 歳以上毎年	20,000 円																				
77 歳	20,000 円																				
88 歳	30,000 円																				
99 歳	50,000 円																				
100 歳以上毎年	70,000 円																				

現 況	
さいたま市	岩槻市
5 敬老マッサージ施術料補助 (1) 内容：市に登録された施術者のところで利用できる補助券を希望者に発行 (2) 対象者：75 歳以上 (3) 補助内容：1 回 1,000 円の補助券 3 枚 6 重度要介護高齢者訪問理容サービス (1) 内容：在宅でねたきりの高齢者を訪問して洗髪や理容のサービスを行う。 1 年間で 4 回以内 (2) 対象者 ア 65 歳以上 イ 要介護度 3・4・5 のいずれかであること。 ウ 介護保険料を滞納していないこと。 エ 介護保険施設や病院に入所、入院をしていないこと。 7 高齢者相談員設置事業 老衰、疾病等により、介護及び援助が必要な高齢者及びその家族等に対し、高齢介護課の窓口等で相談員が相談に応じ、各種サービスの申請手続等の適切な指導及び助言を行う。 (1)相談員の配置：各区役所 1 名 (2)相談日：月曜から金曜日 (3)相談時間：午前 9 時から午後 5 時 8 老人スポーツ大会 実施していない。	5 敬老マッサージ施術料補助 実施していない。 6 重度要介護高齢者訪問理容サービス 実施していない。 7 高齢者相談員設置事業 実施していない。 8 老人スポーツ大会 (1) 内容：ゲートボール大会、グランドゴルフ大会の開催 (2) 主催：岩槻市老人クラブ連合会

提案第 1 2 号

児童福祉事業の取扱いについて

児童福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

児童福祉事業の取扱い	
総括調整方針	児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
保育時間	さいたま市の制度に統一する。
保育料	さいたま市の制度に統一する。
児童手当	現行のとおりとする。
児童扶養手当	現行のとおりとする。
放課後児童健全育成事業	さいたま市の制度に統一する。
家庭児童相談	さいたま市の制度に統一する。
ひとり親家庭児童就学支度金	さいたま市の制度を適用する。
ブックスタート事業	さいたま市の制度を適用する。
病児保育事業	さいたま市の制度を適用する。

現 況

さいたま市	岩槻市																								
1 保育時間 <table><tr><th>区分</th><th>月～金</th><th>土</th></tr><tr><td>規定保育時間</td><td>8:30～17:00</td><td>8:30～12:15</td></tr><tr><td>開所時間</td><td>7:30～18:30</td><td>7:30～14:30</td></tr><tr><td>延長保育時間</td><td>18:30～19:30 (18:30～20:30) ※ 4 園のみ</td><td>なし</td></tr></table>	区分	月～金	土	規定保育時間	8:30～17:00	8:30～12:15	開所時間	7:30～18:30	7:30～14:30	延長保育時間	18:30～19:30 (18:30～20:30) ※ 4 園のみ	なし	1 保育時間 <table><tr><th>区分</th><th>月～金</th><th>土</th></tr><tr><td>規定保育時間</td><td>8:30～16:30</td><td>8:30～12:00</td></tr><tr><td>開所時間</td><td>7:30～18:30</td><td>7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)</td></tr><tr><td>延長保育時間</td><td>18:30～19:00</td><td>12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)</td></tr></table>	区分	月～金	土	規定保育時間	8:30～16:30	8:30～12:00	開所時間	7:30～18:30	7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)	延長保育時間	18:30～19:00	12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)
区分	月～金	土																							
規定保育時間	8:30～17:00	8:30～12:15																							
開所時間	7:30～18:30	7:30～14:30																							
延長保育時間	18:30～19:30 (18:30～20:30) ※ 4 園のみ	なし																							
区分	月～金	土																							
規定保育時間	8:30～16:30	8:30～12:00																							
開所時間	7:30～18:30	7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)																							
延長保育時間	18:30～19:00	12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)																							
2 保育料 (1) 階層区分：10 階層 (2) 年齢区分：「3 歳未満児」、「3 歳児」及び「4 歳以上児」の 3 区分 (3) 最高限度額 <table><tr><td>ア 3 歳未満児</td><td>60,000 円</td></tr><tr><td>イ 3 歳児</td><td>29,000 円</td></tr><tr><td>ウ 4 歳以上児</td><td>25,000 円</td></tr></table> (4) 2 人以上の児童が入所している場合の保育料 1 人目が通常保育料、2 人目が通常保育料の 2 分の 1、3 人目以降が無料	ア 3 歳未満児	60,000 円	イ 3 歳児	29,000 円	ウ 4 歳以上児	25,000 円	2 保育料 (1) 階層区分：24 階層 (2) 年齢区分：「3 歳未満児」、「3 歳児」及び「4 歳以上児」の 3 区分 (3) 最高限度額 <table><tr><td>ア 3 歳未満児</td><td>57,600 円</td></tr><tr><td>イ 3 歳児</td><td>26,700 円</td></tr><tr><td>ウ 4 歳以上児</td><td>22,000 円</td></tr></table> (4) 2 人以上の児童が入所している場合の保育料 第 1 子が通常保育料で、第 2 子以降が通常保育料の 2 分の 1	ア 3 歳未満児	57,600 円	イ 3 歳児	26,700 円	ウ 4 歳以上児	22,000 円												
ア 3 歳未満児	60,000 円																								
イ 3 歳児	29,000 円																								
ウ 4 歳以上児	25,000 円																								
ア 3 歳未満児	57,600 円																								
イ 3 歳児	26,700 円																								
ウ 4 歳以上児	22,000 円																								
3 児童手当 (1) 受給資格 6 歳義務教育就学前までの児童を養育している人で、前年の所得額が一定の制限以下である人に支給 (2) 支給額（月額） <table><tr><td>第 1 子</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>第 3 子以降の児童 1 人につき</td><td>10,000 円</td></tr></table> (3) 受給者数（平成 14 年度実績） 134,376 人（延べ人数）	第 1 子	5,000 円	第 2 子	5,000 円	第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円	3 児童手当 (1) 受給資格 6 歳義務教育就学前までの児童を養育している人で、前年の所得額が一定の制限以下である人に支給 (2) 支給額（月額） <table><tr><td>第 1 子</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>第 2 子</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>第 3 子以降の児童 1 人につき</td><td>10,000 円</td></tr></table> (3) 受給者数（平成 14 年度実績） 3,770 人（延べ人数）	第 1 子	5,000 円	第 2 子	5,000 円	第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円												
第 1 子	5,000 円																								
第 2 子	5,000 円																								
第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円																								
第 1 子	5,000 円																								
第 2 子	5,000 円																								
第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円																								

現 況																					
さいたま市	岩槻市																				
4 児童扶養手当 (1) 受給資格 父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童について、児童を養育する母又は養育者に支給する。 (2) 支給額（月額） 収入に応じて児童 1 人の場合は、10,000 円から 42,370 円を支給 児童 2 人のときは 5,000 円を加算、3 人目からは 1 人につき 3,000 円を加算して支給 (3) 受給者数 4,594 人（延べ人数） 5 放課後児童健全育成事業 (1) 公設民営 ア 管理・運営：社会福祉事業団に委託 イ 対象：小学 1 年生～小学 3 年生 ウ 指導料（月額） <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr><td>生活保護法による被保護世帯</td><td>無料</td></tr> <tr><td>前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税非課税世帯</td><td>無料</td></tr> <tr><td>前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税課税世帯</td><td>2,000 円</td></tr> <tr><td>前年分所得税課税世帯</td><td>4,000 円</td></tr> </table> (2) 民設民営 ア 対象：小学 1 年生～小学 6 年生 助成金の対象は、小学 1 年生～小学 3 年生 イ 指導料助成（月額） <table border="1"> <tr><th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr><td>生活保護法による被保護世帯</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税非課税世帯</td><td>5,000 円</td></tr> <tr><td>前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税課税世帯</td><td>3,000 円</td></tr> <tr><td>前年分所得税課税世帯</td><td>1,000 円</td></tr> </table> その他に、各施設に月額 16,500 円を上限に家賃、地代を補助	区分	金額	生活保護法による被保護世帯	無料	前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税非課税世帯	無料	前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税課税世帯	2,000 円	前年分所得税課税世帯	4,000 円	区分	金額	生活保護法による被保護世帯	5,000 円	前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税非課税世帯	5,000 円	前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税課税世帯	3,000 円	前年分所得税課税世帯	1,000 円	4 児童扶養手当 (1) 受給資格 父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童について、児童を養育する母又は養育者に支給する。 (2) 支給額（月額） 収入に応じて児童 1 人の場合は、10,000 円から 42,370 円を支給 児童 2 人のときは 5,000 円を加算、3 人目からは 1 人につき 3,000 円を加算して支給 (3) 受給者数 676 人（延べ人数） 5 放課後児童健全育成事業 (1) 公設民営 ア 管理・運営：保護者会に委託 イ 対象：小学 1 年生～小学 3 年生 ウ 保育料（月額） 5,000 円 保護者会会費として 200 円 (2) 民設民営 実施していない。
区分	金額																				
生活保護法による被保護世帯	無料																				
前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税非課税世帯	無料																				
前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税課税世帯	2,000 円																				
前年分所得税課税世帯	4,000 円																				
区分	金額																				
生活保護法による被保護世帯	5,000 円																				
前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税非課税世帯	5,000 円																				
前年分所得税非課税世帯 前年分市町村民税課税世帯	3,000 円																				
前年分所得税課税世帯	1,000 円																				

現 況	
さいたま市	岩槻市
6 家庭児童相談 (1) 相談員 ア 定数 9 人 イ 身分 非常勤特別職 ウ 任期 1 年 エ 勤務日数 4 日／週 (2) 相談方法 電話、来室、家庭訪問、出張相談	6 家庭児童相談 (1) 相談員 ア 定数 2 人 イ 身分 非常勤特別職 ウ 任期 1 年 エ 勤務日数 3 日／週 (2) 相談方法 電話、来室、家庭訪問
7 ひとり親家庭児童就学支度金 (1) 対象 市民税非課税世帯 (2) 内容（平成 15 年度） 小学校入学 5,000 円 中学校入学 15,000 円	7 ひとり親家庭児童就学支度金 県事業として、中学校に入学する児童を養育しているひとり親家庭に支給している。 市は、受付事務のみを行っている。
8 ブックススタート事業 (1) 内容 乳児とその保護者に対し、図書館司書等により絵本の読み方をアドバイスし、絵本などの入ったブックススタートパックをプレゼントする。 (2) 対象 市内に住所を有する H15.4 月生まれ以降の 4 か月児健診の対象となる乳児	8 ブックススタート事業 実施していない。
9 病児保育事業 (1) 内容 病気又は病気回復期のため、保育所での集団保育が困難な児童について、市の委託した医療機関の専用スペースで一時的に保育する。 (2) 対象 認可保育所に通所中の児童 (3) 利用料（1 日当たり） 一般世帯 2,000 円 市民税のみ課税世帯 1,000 円 生活保護被保護及び所得税、市民税非課税世帯 0 円 (4) 定員 一施設当たり 4 人	9 病児保育事業 実施していない。

提案第 13 号

保健・医療事業の取扱いについて

保健・医療事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 6 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

保健・医療事業の取扱い	
総括調整方針	保健及び医療事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
休日急患診療所	合併時まで調整する。
在宅当番医制	合併時まで調整する。
2次救急医療	合併時まで調整する。
スズメバチ等駆除事業	さいたま市の制度を適用する。
犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業	さいたま市の制度を適用する。
乳幼児医療費助成制度	さいたま市の制度に統一する。
乳幼児健康診査	さいたま市の制度に統一する。
健康診査・検診	さいたま市の制度に統一する。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 休日急患診療所 (1) 浦和休日急患診療所 ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～17時、19時～22時 イ 月曜日～金曜日 小児科 19時30分～22時 ウ 土曜日 内科・小児科 19時～22時 (2) 大宮医師会市民病院 ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～17時、19時～翌9時 外科 9時～17時 眼科・耳鼻咽喉科（日曜日のみ） 9時～12時 イ 月曜日～金曜日 内科・小児科 19時～翌9時 (3) 与野休日急患診療所 ア 日曜日・祝日・年末年始・8/13～8/15 内科・小児科 9時～15時、19時30分～22時 イ 土曜日 内科・小児科 19時30分～22時 2 在宅当番医制 (1) 浦和医師会 ア 外科・産婦人科 日曜日・祝日・年末年始 8時～翌8時 イ 眼科・耳鼻咽喉科 日曜日（月1回） 8時～翌8時 (2) 大宮医師会 ア 産婦人科 日曜日・祝日・年末年始 9時～17時 (3) さいたま市与野医師会 ア 外科・眼科・耳鼻咽喉科 日曜日・祝日 9時～15時	1 休日急患診療所 (1) 岩槻市休日夜間急患診療所 ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～21時 (2) 小児救急医療（広域） 内容：平日夜間における診療業務を春日部市立病院内に平日夜間診療部を開設して実施 実施主体：岩槻市、春日部市、蓮田市及び庄和町 業務主体：上記3市1町医師会 2 在宅当番医制 内容：南埼玉郡市医師会の協力により在宅当番医制を実施。休日の昼間開設 平成14年度は144施設で実施

現 況												
さいたま市		岩槻市										
3	2次救急医療	3	2次救急医療									
(1)	病院群輪番制病院	(1)	病院群輪番制									
ア	15病院での輪番制方式	ア	岩槻市、春日部市、蓮田市内の6病院の病院群輪番制方式									
イ	診療科目は内科、小児科、外科	イ	診療日及び診療時間									
ウ	診療日及び診療時間	休日	24時間									
	日曜日・祝日・年末年始 24時間	平日夜間	18時～翌8時									
	平日夜間 18時～翌8時											
(2)	小児救急医療支援事業病院	(2)	小児救急医療（広域）									
ア	さいたま市小児救急医療センター	ア	平日夜間における診療業務を岩槻市、春日部市、蓮田市内の3病院の輪番制方式で実施									
イ	診療日及び診療時間 毎日24時間	イ	診療時間 18時～翌8時									
		ウ	業務主体：上記3市1町医師会									
4	スズメバチ等駆除事業	4	スズメバチ等駆除事業									
	市民からの依頼により生命の危険度が高いスズメバチ等の駆除を行う。		実施していない。									
	実施方法：事前に市職員が現地調査し、委託等により駆除する。											
5	犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業	5	犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業									
	犬及び猫の去勢・不妊手術に対して手術費の一部を助成する。		実施していない。									
	<table><tr><td>区 分</td><td>犬</td><td>猫</td></tr><tr><td>去勢手術</td><td>7,000 円</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>不妊手術</td><td>10,000 円</td><td>8,000 円</td></tr></table>	区 分	犬	猫	去勢手術	7,000 円	5,000 円	不妊手術	10,000 円	8,000 円		
区 分	犬	猫										
去勢手術	7,000 円	5,000 円										
不妊手術	10,000 円	8,000 円										
6	乳幼児医療助成制度	6	乳幼児医療助成制度									
(1)	目的	(1)	目的									
	市内に居住する乳幼児に対し、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、次代を担う乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。		小学校就学前（通院は4歳未満）の乳幼児を持つ保護者に対し、その医療費（保健診療の一部負担金）を支給することにより、保健の向上と福祉の増進を図る。									
(2)	対象乳幼児	(2)	対象入乳幼児									
	市内に住所を有する0歳から小学校就学前までの乳幼児で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児。		市内在住の小学校就学前（通院にあっては4歳未満）の乳幼児。									
(3)	所得制限	(3)	所得制限									
	児童手当特例給付「扶養親族等2人（544万円）」の額に準拠する。		なし									

現 況

7 乳幼児健康診査

区分	さいたま市	岩槻市
4 か月児健康診査	4 か月児から 6 か月未満児 指定医療機関（個別方式）	4 か月児から 5 か月児 保健センター（集団健診）
1 0 か月児健康診査	10 か月児から 12 か月未満児 指定医療機関（個別方式）	実施していない。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児から 2 歳未満児 指定医療機関（個別方式）	1 歳 6 か月児から 1 歳 7 か月児 保健センター（集団健診）
3 歳児健康診査	3 歳 6 か月児から 4 歳未満児 指定医療機関（個別方式）	3 歳 5 か月児から 3 歳 6 か月児 保健センター（集団健診）

現 況

8 健康診査・検診

区分	さいたま市	岩槻市
基本健康診査	40歳以上 指定医療機関（個別方式）	40歳以上 個別医療機関方式
胃がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：1,000円	40歳以上 保健センター他（集団検診） 個人負担なし
結核検診	16歳以上 指定医療機関（個別方式） 個人負担なし	15歳以上 保健センター（集団検診） 個人負担なし
骨粗しょう症検診	40歳以上（注1） 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：200円	実施していない。
子宮がん検診	30歳以上 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：頸部のみ 600円 頸部+体部 1,000円	30歳以上 個別医療機関方式 個人負担なし
大腸がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：420円	40歳以上 個別医療機関方式 個人負担なし
乳がん検診	30歳以上 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：視触診 280円 視触診+X線 750円	30歳以上 保健センター（集団検診） 個人負担なし
肺がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：読影のみ 540円 読影+喀痰 880円	40歳以上 保健センター他（集団検診） 個人負担なし
肝炎ウィルス検診	40,45,50,55,60,65,70歳（注1） 指定医療機関（個別方式） 個人負担なし	40,45,50,55,60,65,70歳 保健センター（集団検診） 個人負担なし
前立腺がん検診	50,55,60,65,70歳（節目検診） 指定医療機関（個別方式） 個人負担額：500円	実施していない。

注1 基本健康診査とセット受診

※ さいたま市の個人負担は、要件によって無料となる場合がある。

提案第14号

各種事務事業の取扱いについて

次の各種事務事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

- 1 広報広聴事業
- 2 コミュニティ施策
- 3 情報公開事業
- 4 防災事業
- 5 男女共同参画事業
- 6 市民窓口業務
- 7 文化振興事業
- 8 環境対策事業
- 9 交通対策事業
- 10 農業振興事業
- 11 商工・観光事業
- 12 勤労者・消費者関連事業
- 13 都市計画事業
- 14 道路事業
- 15 河川事業
- 16 住宅事業
- 17 学校教育事業
- 18 社会教育事業
- 19 議会
- 20 選挙

平成16年2月6日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

各種事務事業の取扱い―広報広聴事業	
総括調整方針	広報広聴事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
テレビ広報	さいたま市の制度を適用する。
ラジオ広報	さいたま市の制度を適用する。
広報紙の発行	さいたま市の制度に統一する。
広報刊行物	さいたま市の制度に統一する。
テレホンガイド	さいたま市の制度に統一する。
市民提案制度	さいたま市の制度に統一する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 テレビ広報・ラジオ広報 (1) テレビ広報 テレビ埼玉：毎月 2 本（再放送を含み 4 本）15 分番組を放映する。 放映曜日は、第 2、第 4 土曜日（再放送は翌日曜日） (2) ラジオ広報 FM NACK 5 を通して、イベント情報など毎週 1 回 40 秒のスポット広告を放送する。 2 「市報さいたま」の発行 発行日：毎月 1 回 1 日発行 発行部数：448,000 部（全戸配布） 発行方法：配布業者による宅配 体裁：A4 版 2 色刷 36 頁（一部カラー） （そのうち 4 頁を区版とし計 9 種類を発行） 点字版広報：82 人に発行 テープ版広報：136 人に発行 3 広報刊行物 (1) 市勢要覧 市の歴史・観光、各種施策などを PR するため発行する。A4 版カラー約 50 頁 4,000 部 来訪者及び希望者配布 （平成 15 年度版） (2) ガイドブック（ハローマイタウン） 市民生活に密着した行政サービス情報紙を発行する。A4 版 2 色刷（一部カラー）500,000 部 全戸配布 （平成 15 年度版） (3) ガイドマップ 市全域の案内地図を発行する。 A 1 版 8 つ折り両面カラー 500,000 部発行 全戸配布 （平成 15 年度版）	1 テレビ広報・ラジオ広報 (1) テレビ広報 実施していない。 (2) ラジオ広報 実施していない。 2 「広報いわつき」の発行 発行日：毎月 1 回 1 日発行 発行部数：38,000 部（全戸配布） 発行方法：自治会を通じて配布 体裁：A4 版 2 色刷 24～30 頁（一部カラー） 点字版広報：なし テープ版広報：18 人に発行 3 広報刊行物 (1) 市勢要覧 市の歴史・観光、各種施策などを PR するため発行する。A4 版カラー約 50 頁 1,500 部 来訪者及び希望者配布 （平成 14 年度版） (2) ガイドブック 実施していない。 (3) ガイドマップ 市全域の案内地図を発行する。 A 1 版 8 つ折り両面カラー 20,000 部 転入市民及び希望者配布 （平成 14 年度版）

現 況	
さいたま市	岩槻市
4 テレホンガイド 目的：生活様式の変化に対応して電話・FAXにより 24 時間市政情報を提供する。 内容：市民生活に密着した情報、約 270 項目を選定 システム：音声及びFAXによる自動応答 5 市民提案制度 目的：市民の市政に対する意見・要望等を聴くことにより、適正な市政の推進と市民参加意識の促進を図る。 受付方法：専用の提案用紙、ファクシミリ、インターネットにより提案を受け付ける。 平成 14 年度受理実績： 提案用紙 762 通 インターネット 716 通 ファクシミリ 30 通 その他 15 通 合計 1,523 通	4 テレホンガイド 目的：生活様式の変化に対応して電話・FAXにより 24 時間市政情報を提供する。 内容：市民生活に密着した情報、227 項目を選定 システム：音声及びFAXによる自動応答 5 市民提案制度 目的：市政に対する意見・要望等を受け付け、調査・検討し回答する。 受付方法：専用のハガキ、インターネット、テレホンガイドへの入力により提案を受け付ける。 平成 14 年度受理実績： ハガキ 140 通 インターネット 78 通 テレホンガイド 0 合計 218 通

別 紙

各種事務事業の取扱いーコミュニティ施策	
総括調整方針	コミュニティ施策は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
自治会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
自治会連合会の運営に対する支援	さいたま市の制度に統一する。
区民会議	さいたま市の制度を適用する。
コミュニティ施設の提供	さいたま市の制度に統一する。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 自治会の運営に対する支援 (1) 目的 市民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ組織である自治会の活動に対し、支援・協力を行う。 (2) 自治会数 689 団体(法人化自治会 52 団体) (平成15年4月1日現在) (3) 内容 ①自治会運営に対する補助金交付 ②集会施設等の整備に対する補助金の交付 ③自治会の法人化に対する認可及び証明書の交付 2 自治会連合会の運営に対する支援 (1) 目的 単位自治会相互の連絡強調及びコミュニティ活動を展開している自治会連合会の支援を行うことにより、市民相互のふれあい及び連帯感のある明るく住みよい地域社会の形成を推進する。 (2) 名称 「さいたま市自治会連合会」 (3) 内容 ①自治会連合会の運営に対する補助金交付 ②情報提供及び自治会連合会運営に対する相談 ③各種事業に対する支援 3 区民会議 (1) 目的 区民会議は、区民が主体となって、区と区民との協働、区の特徴・特性を活かした魅力あふれるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的とする。 (2) 委員数 各区 20 人 (3) 任 期 2 年	1 自治会の運営に対する支援 (1) 目的 コミュニティ活動と振興の育成を図るため、自治会の活動に対し、支援・協力を行う。 (2) 自治会数 144 団体(法人化自治会 2 団体) (平成15年4月1日現在) (3) 内容 ①自治会運営に対する補助金交付 ②集会施設等の整備に対する補助金の交付 ③自治会の法人化に対する認可及び証明書の交付 2 自治会連合会の運営に対する支援 (1) 目的 自治会相互の連絡及びその健全なる発達を図り、もって住民の福祉の増進及び市の発展に資することを目的とする。 (2) 名称 「岩槻市自治会長会」 (3) 内容 ①自治会長会の運営に対する補助金交付 ②情報提供及び自治会長会運営に対する相談 ③各種事業に対する支援 3 区民会議 実施していない。

現 況	
さいたま市	岩槻市
(4) 活動内容 ①提案された諸課題について協議及び政策の提言 ②区民と行政の協働による魅力あるまちづくりのための活動 ③その他、区の健全な発展に寄与する活動 4 コミュニティ施設の提供 (1) 利用受付 公共施設予約システムにて3か月前に予約抽選を行い、その後各コミュニティ施設にて手続を行う。※一部、システムが導入されていないコミュニティ施設と対象外となっている施設は、規則に定める期間前の月の初日に直接各コミュニティ施設にて抽選から手続まで行う。 (2) 利用区分 ・9:00～12:00 ・13:00～17:00 ・18:00～21:30 (3) コミュニティ施設 ・東大宮コミュニティセンター・七里コミュニティセンター・宮原コミュニティセンター・馬宮コミュニティセンター・西部文化センター・大宮工房館 他6館	4 コミュニティ施設の提供 (1) 利用受付 利用する日の3か月前 (2) 利用区分 ・9:00～12:00 ・13:00～17:00 ・17:30～21:30 (3) コミュニティ施設 ・コミュニティセンターいわつき・岩槻駅東口コミュニティセンター・複合施設ふれあいプラザ

別 紙

各種事務事業の取扱い―情報公開事業	
総括調整方針	情報公開事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
情報公開制度	さいたま市の制度に統一する。
個人情報保護制度	さいたま市の制度に統一する。

現 況

さいたま市	岩槻市																																
1 情報公開制度推進事業 (1) 事業内容 ・情報公開制度及び個人情報保護制度を実施し、開かれた市政の推進並びに個人の権利利益の保護を図る。 ・区役所の情報公開コーナーに各種行政資料を配架し、市民への情報提供の充実に努める。 ・審議会等の会議の公開を推進する。 (2) 公開請求権の保障 ア 実施機関 ・市の全ての機関 イ 対象となる情報 ・文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等 ウ 公開請求できる方 ・市内に住所がある方 ・市内に事務所、事業所を持っている方 ・市内に通勤、通学している方 ・公開を必要とする理由を明示する方 (3) 平成 14 年度の運営状況 <table><tr><td>行政情報公開請求（申出）</td><td>2 6 6 件</td></tr><tr><td>個人情報開示等請求</td><td>5 9 件</td></tr><tr><td rowspan="6">情報公開コーナー運営状況</td><td>利用人数</td><td>5 6, 8 0 4 人</td></tr><tr><td>刊行物配架数</td><td>6 8 冊</td></tr><tr><td>有償刊行物頒布数</td><td>9 7 7 冊</td></tr><tr><td>有償刊行物頒布額</td><td>6 6 1, 2 8 5 円</td></tr><tr><td>貸出冊数</td><td>5 4 9 冊</td></tr><tr><td>コピー機利用枚数</td><td>9 8, 0 0 7 枚</td></tr></table>	行政情報公開請求（申出）	2 6 6 件	個人情報開示等請求	5 9 件	情報公開コーナー運営状況	利用人数	5 6, 8 0 4 人	刊行物配架数	6 8 冊	有償刊行物頒布数	9 7 7 冊	有償刊行物頒布額	6 6 1, 2 8 5 円	貸出冊数	5 4 9 冊	コピー機利用枚数	9 8, 0 0 7 枚	1 情報公開制度推進事業 (1) 事業内容 ・情報公開制度及び個人情報保護制度を実施し、開かれた市政の推進並びに個人の権利の保護を図る。 ・市役所の情報公開コーナーに各種行政資料を配架し、市民への情報の充実に努める。 ・審議会等の会議の公開を推進する。 (2) 公開請求権の保障 ア 実施機関 ・市の全ての機関 イ 対象となる情報 ・文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録 ウ 公開請求できる方 ・市内に住所がある方 ・市内に事業所を持っている方 ・市内に通勤、通学している方 ・実施機関が行う事務事業に利害を持っている方 (3) 平成 14 年度の運営状況 <table><tr><td>行政情報公開請求（申出）</td><td>8 3 件</td></tr><tr><td>個人情報開示等請求</td><td>2 0 件</td></tr><tr><td rowspan="5">情報公開コーナー運営状況</td><td>利用人数</td><td>9 0 0 人</td></tr><tr><td>行政資料配架数</td><td>6 1 種</td></tr><tr><td>有償刊行物頒布</td><td>広報広聴課</td></tr><tr><td>貸出冊数</td><td>貸出しなし</td></tr><tr><td>コピー機利用枚数</td><td>2, 1 7 4 枚</td></tr></table>	行政情報公開請求（申出）	8 3 件	個人情報開示等請求	2 0 件	情報公開コーナー運営状況	利用人数	9 0 0 人	行政資料配架数	6 1 種	有償刊行物頒布	広報広聴課	貸出冊数	貸出しなし	コピー機利用枚数	2, 1 7 4 枚
行政情報公開請求（申出）	2 6 6 件																																
個人情報開示等請求	5 9 件																																
情報公開コーナー運営状況	利用人数	5 6, 8 0 4 人																															
	刊行物配架数	6 8 冊																															
	有償刊行物頒布数	9 7 7 冊																															
	有償刊行物頒布額	6 6 1, 2 8 5 円																															
	貸出冊数	5 4 9 冊																															
	コピー機利用枚数	9 8, 0 0 7 枚																															
行政情報公開請求（申出）	8 3 件																																
個人情報開示等請求	2 0 件																																
情報公開コーナー運営状況	利用人数	9 0 0 人																															
	行政資料配架数	6 1 種																															
	有償刊行物頒布	広報広聴課																															
	貸出冊数	貸出しなし																															
	コピー機利用枚数	2, 1 7 4 枚																															

別 紙

各種事務事業の取扱い―防災事業	
総括調整方針	防災事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
地域防災計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
総合防災訓練	さいたま市の制度に統一する。
自主防災組織	さいたま市の制度に統一する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 地域防災計画 (1) 防災対策の大綱 ①総合的な防災計画の策定 ②総合的な震災対策の推進 ③総合的な治水対策の推進 ④災害時に即応できる防災体制の整備 ⑤行政と市民による防災体制の推進 (2) 計画の構成 ①総論 ②震災対策計画 ③風水害対策計画 ④大規模事故等災害対策計画 ⑤東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 2 総合防災訓練 (1) 八都県市合同防災訓練 防災の日 9 月 1 日に、首都圏の県都及び政令指定都市で合同防災訓練を実施 (2) 区防災訓練 各区において、地域住民を主体にした防災訓練を実施し、防災体制の強化を図るとともに、区及び住民の連携を密にして地域の防災意識高揚を図る。 (3) 避難場所運営 市内 161 か所の避難場所に、近隣に居住の職員 5 人を配置し、施設と避難場所の利用方法等について協議を行う。 3 自主防災組織の育成 (1) 目的 自主防災組織の結成促進・育成強化を推進し、防災体制の万全を期すことを目的に設置する。 (2) 構成 さいたま市自主防災組織連絡協議会 単位自主防災組織 465 組織 (平成 15 年 3 月 31 日現在)	1 地域防災計画 (1) 基本方針 ①災害に強いまちづくり ・防災面と都市整備の連担性の強化 ・自主防災組織の組織化と強化 ②水災害に強いまちづくり ・体系的な整備体制の確保 ・総合的治水整備の推進 (2) 計画の構成 ①総則（震災編・風水害編） ②災害予防計画（震災編・風水害編） ③災害応急対策計画（震災編・風水害編） ④災害復旧計画（震災編・風水害編） 2 総合防災訓練 (1) 地区巡回の総合防災訓練 市内を 5 つに区分し、実施する。 (第 1 回から第 10 回) (2) 集中型の防災訓練 中央会場において、自主防災組織と関係機関と連携を図りながら実施する。 (第 11 回・第 12 回) ・訓練項目 16 項目 ・参加機関 38 機関 ※陸上自衛隊第 32 普通科連隊 1,371 人参加 (3) 七都県市合同防災訓練 中央会場において県と共催で実施 (第 23 回) 3 自主防災組織の育成 (1) 目的 災害に強いまちづくりを目指して、各自治会に自主防災組織の結成を推進するとともに自主防災組織の充実・強化を図る。 (2) 構成 自治会単位の自主防災組織 102 組織 (平成 15 年 3 月 31 日現在)

現 況	
さいたま市	岩槻市
(3) 補助金等 ・運営助成金 ・防災訓練助成金 ・防災資機材購入費用補助 ・井戸の水質検査費用補助	(3) 補助金 ・設立補助金 ・防災訓練補助金 ・防災資器材購入補助金

別 紙

各種事務事業の取扱い－男女共同参画事業	
総括調整方針	男女共同参画事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
男女共同参画基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
男女共同参画社会情報誌の発行	さいたま市の制度に統一する。
女性登用の推進	さいたま市の制度に統一する。
男女共同参画啓発イベント	さいたま市の制度に統一する。

資 料

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 さいたま市男女共同参画基本計画 男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、行政の協働指針とする。 平成 15 年度中に策定予定 2 情報誌「You & Me～夢～」の発行 発行：年 2 回 部数：445,000 部 配布：業者委託 配布先：市内全戸、公共施設、小中学校、高等学校など 3 女性登用の推進 各種審議会、委員会等への積極的な登用を全庁的に推進。選任にあたって女性人材リストを活用 平成 15 年度策定予定の男女共同参画基本計画で目標値を設定する。 4 男女共同参画啓発イベント 「女・男フェスタさいたま」の開催 目的：男女共同参画社会の実現に向け、理解と意識の高揚を図る。 内容：講演会、ワークショップ、展示等 開催：年 1 回 企画及び運営は、さいたま市男女共生推進団体連絡協議会が行う。	1 第 2 次いわつき男女共同参画プラン 男女共同参画社会の形成を目指し、基本理念や施策の方向性を示す。 実施計画期間 平成 13 年度～平成 17 年度 2 情報誌「クレヨン」の発行 発行：年 2 回 部数：37,000 部 配布：自治会を通じて配布 配布先：市内全戸 3 女性登用の推進 審議会等の女性委員の登用率を調査 4 男女共同参画啓発イベント 「男女共同参画フォーラム」の開催 目的：男女共同参画社会の形成を目指し市民の意識啓発を図る。 内容：講演会、アトラクション、展示等 開催：年 1 回 企画及び運営は、市民応募による実行委員会が行う。

別 紙

各種事務事業の取扱いー市民窓口業務	
総括調整方針	市民窓口業務は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
戸籍受付事務	さいたま市の制度に統一する。
郵便局証明発行事務	さいたま市の制度を適用する方向で関係機関と調整することとする。
戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務	さいたま市の制度に統一する。
窓口の開設時間	さいたま市の制度に統一する。
自動交付機による証明書交付事務	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 戸籍受付事務 区民課、支所の窓口で受付し、審査後受理する。 2 郵便局証明発行事務 市内普通・特定郵便局 62 か所で実施している。 (1)取扱証明 戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附表の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録記載事項証明書、税関係諸証明 (2)発行方法 申請書受付→区役所区民課または税務課へ申請書 FAX→証明書出力→郵便局へ証明書 FAX→交付 3 戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務 区民課、支所、市民の窓口、郵便局（62 か所）、埼玉県情報センター新宿で取り扱う。 4 窓口の開設時間 (1) 区役所区民課、大宮駅支所を除く支所、3 か所の市民の窓口 月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 (2) 大宮駅支所及び駅に隣接する 6 か所の市民の窓口 月曜～金曜 8 時 30 分～19 時 5 自動交付機による証明書交付事務 暗証番号を登録したさいたま市民カード（印鑑登録証）を利用することにより、次の証明書の交付を受けることができる。 印鑑登録証明書・住民票の写し・外国人登録原票記載証明書・課税証明書・所得証明書・納税証明書	1 戸籍受付事務 窓口で審査後、市民課で一括処理する。 2 郵便局証明発行事務 実施していない。 3 戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務 市民課、市民サービスコーナー（4 か所）、取次所（豊春駅 渋谷商店）、埼玉県情報センター新宿で取り扱う。 4 窓口の開設時間 (1) 市民課 月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 (2) 市民サービスコーナー（岩槻駅東口、東岩槻） 月曜～土曜 8 時 30 分～17 時 （※ただし、岩槻駅東口市民サービスコーナーについては月曜～金曜までは、19 時まで開庁） (3) 市民サービスコーナー（和土、慈恩寺） 火曜～金曜 8 時 30 分～17 時 5 自動交付機による証明書交付事務 実施していない。

別 紙

各種事務事業の取扱いー文化振興事業	
総括調整方針	文化振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
美術展覧会	さいたま市の制度に統一する。
こども文化祭	さいたま市の制度を適用する。
文芸誌の発行	さいたま市の制度を適用する。
公民館絵画グループ展	さいたま市の制度を適用する。
自主文化事業	さいたま市の制度を適用する。
公共施設予約システムによる文化関係施設の提供	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 さいたま市美術展覧会 目的：市民の美術思想の普及と創造的表現力の開発を図り、もって市文化の向上に寄与する。 主催：さいたま市・教育委員会 さいたま市美術展覧会実行委員会 会場：埼玉県立近代美術館 うらわ美術館 内容：日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門で選考のうえ展示 期日：第 1 回さいたま市美術展覧会 平成 14 年 10 月 27 日（日）～11 月 2 日（土）の 7 日間 展示作品数：6 部門 1,214 点 観客数：7 日間（2 会場）で約 10,000 人 2 こども文化祭 目的：市内で活動している子どもを中心としたグループへ発表の場を提供し、明日の文化を担う子どもたちを育てる。 主催：さいたま市・教育委員会 こども文化祭実行委員会 内容：プラザイーストにおいて、子どもを中心とした、太鼓・日本舞踊・お囃子・琴のグループの発表会 期日：平成 14 年 11 月 16 日（土） 主演団体：太鼓（6 団体）、日本舞踊（4 団体）、お囃子（1 団体）、琴（1 団体） 3 文芸誌の発行 目的：市民の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、本市における文芸活動の普及向上を図る。 主催：教育委員会 さいたま市民文芸運営委員会 内容：「詩」「短歌」「俳句」「川柳」「小説・随筆・評論」の 5 部門で市民から作品を募集し、選考のうえ掲載する。	1 岩槻市美術展覧会 目的：広く市民の美術活動の普及を図り、市民文化の向上に寄与する。 主催：岩槻市・教育委員会 岩槻市美術展覧会運営委員会 会場：ワッツコミュニティセンター 内容：日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の 6 部門の展示 期日：第 5 回岩槻市美術展覧会 平成 14 年 10 月 13 日（日）～20 日（日）の 8 日間 展示作品数：6 部門 213 点 観客数：8 日間で 2,419 人 2 こども文化祭 実施していない。 3 文芸誌の発行 実施していない。

現 況															
さいたま市	岩槻市														
応募状況：平成 14 年度（さいたま市民文芸・創刊号）514 人から 2,218 作品の応募があり、483 人 1,524 作品を掲載 4 公民館絵画グループ展 目的：公民館で活動する絵画グループに発表の場を提供し、芸術活動の支援を図る。 主催：教育委員会 会場：さいたま市文化センター 会期：J R 京浜東北線、高崎線を機軸とし、東部の公民館を前期、西部を後期とする。 展示作品数：76 グループから 769 点 5 自主文化事業 目的：市民文化の向上と福祉の増進 内容：(財)さいたま市文化振興事業団が芸術性に優れた催しを廉価にて提供 実績（平成 14 年度） <table border="0"> <tr> <td>・事業団本部</td><td>10 事業</td></tr> <tr> <td>・さいたま市文化センター</td><td>29 事業</td></tr> <tr> <td>・さいたま市民会館うらわ</td><td>3 事業</td></tr> <tr> <td>・さいたま市民会館おおみや</td><td>4 事業</td></tr> <tr> <td>・プラザイースト</td><td>28 事業</td></tr> <tr> <td>・恭慶館</td><td>6 事業</td></tr> <tr> <td>・氷川の杜文化館</td><td>8 事業</td></tr> </table> 6 公共施設予約システムによる文化関係施設の提供 インターネットを通じて、市内公共施設に設置された市民開放端末や自宅のパソコン等により文化関係施設の空き情報の照会や予約申込を行う。 ・空き情報の照会 さいたま市文化センター、プラザイースト、さいたま市民会館うらわ、さいたま市民会館おおみや、恭慶館及び氷川の杜文化館の 6 施設 ・予約申込 さいたま市民会館おおみや、恭慶館及び氷川の杜文化館の 3 施設	・事業団本部	10 事業	・さいたま市文化センター	29 事業	・さいたま市民会館うらわ	3 事業	・さいたま市民会館おおみや	4 事業	・プラザイースト	28 事業	・恭慶館	6 事業	・氷川の杜文化館	8 事業	4 公民館絵画グループ展 実施していない。 5 自主文化事業 実施していない。 ※平成 15 年度 市民の文化・芸術意識の醸成を目的に、平成 15 年 5 月にリニューアルオープンしたワッツ西館の紹介を兼ねた記念事業として「市民コンサート」及び「市収蔵絵画展」を開催する。 6 公共施設予約システムによる文化関係施設の提供 実施していない。
・事業団本部	10 事業														
・さいたま市文化センター	29 事業														
・さいたま市民会館うらわ	3 事業														
・さいたま市民会館おおみや	4 事業														
・プラザイースト	28 事業														
・恭慶館	6 事業														
・氷川の杜文化館	8 事業														